

総務常任委員会

平成28年6月21日（火曜日）

総務常任委員会

平成28年6月21日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 2 号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 財産の取得について

議案第 5 号 財産の取得について

議案第 6 号 財産の取得について

議案第10号 専決処分の承認について

議案第11号 専決処分の承認について

議案第12号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長 伊藤 保
委員 平野 忠作
委員 太田 将範
委員 高橋 秀典

副委員長 米本 弥一郎
委員 島田 和雄
委員 有田 恵子

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（22名）

副市長 加瀬 寿一
行政改革推進課長 浪川 昭
企画政策課長 横山 秀喜
税務課長 渡邊 満

秘書広報課長 飯島 茂
総務課長 加瀬 正彦
財政課長 伊藤 憲治
市民生活課長 大木 廣巳

会 計 管 理 者	島 田 知 子
監 査 委 員 長	高 安 一 範
そ の 他 担 当 員	1 1 名

消 防 長 品 村 順 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 曾 博 通
副 主 幹	榎 澤 茂

事 務 局 次 長 花 澤 義 広

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きょうは、二十四節気の夏至でございます。1年の折り返しになります。重要な日でございます。これからいよいよ暑さも本格的になりますので、皆様におかれましては、体調の管理をしていただきまして、暑い夏を乗り切っていただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開催します。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は全部で7議案でございます。内訳は、議案第2号の旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号から議案第6号までの財産の取得についての3議案につきましては、議案第4号は消防ポンプ自動車1台の購入、議案第5号ははしご付消防自動車1台の購入、議案第6号は高規格救急自動車1台の購入であります。それと、議案第10号から議案第12号までの専決処分の承認についての3議案につきましては、議案第10号は旭市税条例等の一部改正、議案第11号は旭市都市計画税条例の一部改正、議案第12号は旭市国民健康保険税条例の一部改正であります。

執行部といたしましては、委員皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ、全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は4月の定例人事異動後、初の委員会の開催でございます。担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 保） はい、よろしく申し上げます。

○副市長（加瀬寿一） それでは、総務課長から順次自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 2年目になります。総務課長の加瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策課長（横山秀喜） 企画政策課、横山です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（伊藤憲治） 今年初めて課長になりました。財政課長、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○消防長（品村順一） 消防長の品村です。よろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（飯島 茂） 秘書広報課、3年目の飯島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○行政改革推進課長（浪川 昭） 4月から行政改革推進課長となりました浪川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（渡邊 満） 4月から税務課長になりました渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（高安一範） 監査委員事務局長の高安です。よろしくお願いいたします。

○市民生活課長（大木廣巳） 市民生活課長の大木です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（島田知子） 4月から、会計管理者兼会計課長になりました島田です。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、財産の取得について、議案第5号、財産の取得について、議案第6号、財産の取得について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認についての7議案であります。

初めに、議案第2号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 本会議でご説明申し上げたとおりでございます。この場では、特に補足する内容はございません。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） では、1点質問をさせていただきますけれども、この条例の中の第9条、これは選挙運動用のポスターの作成の公費負担にかかわるものだと思いますけれども、その中で、このポスター費用を計算していく上で、ポスターの掲示場というのが分からないと、この計算ができないわけでありましてけれども、何か掲示場の数が今回の選挙はちょっと若干変わっているんじゃないかなというような気がしますが、その辺について説明をしていただければ、お願いします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 選挙運動用のポスターの作成費、公設、公営によるポスター掲示場分になります。従前、250か所の掲示板、掲示箇所がございました。36投票所ということで250か所、今回、投票区の再編によりまして、掲示場の数、これは減少いたしました。19投票区ということになりますので、その中で面積要件、それから、投票所の有権者の数、そういったものが基本になりまして152か所ということになります。

この費用なんですけれども、見直し後、今回、1枚当たりが525円6銭、これは152か所分掛けます。それと、あと基本になるもの、31万500円、これを足して152か所で割ります。そうすると1枚当たりの単価、これは1円未満は切り上げになりますので、2,568円ということになります。2,568円を152か所で掛けますと、限度額は39万336円になるということになります。

従前との差が当然出てきます。250か所ありましたので、従前との差は3万9,000円ほどの現実には引き下げになるということになります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 掲示場の数ということでお伺いさせていただいたんですけれども、この数につきましては、条例には何か所というようなことが書かれていないわけなんです、今回、100か所くらい減ったということなんですけれども、これは、条例には書かないという

ことで、その都度、選挙の都度に掲示場の数が変わるという前提なんではないでしょうか。その辺、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） ポスター掲示場ということで、これは公職選挙法の施行令の中で定められております。ちなみに、選挙人名簿の登録者の数、1,000人以上5,000人未満という区分がありまして、その中で、あとは面積要件で4平方キロメートル未満ですと7か所で、4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満で8か所で、8平方キロメートル以上9か所ということで、これはもうその投票区の面積を算定してありますので、それぞれ設置できる箇所が上限が決まってしまうので、そのとおりに定めているということになります。

ですから、選挙のたびに数が変わるということはありません。今回、19に再編しておりますので、今後、152か所ということで決定になります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（品村順一） それでは、議案第4号、財産の取得について、消防ポンプ自動車（CD-1型）1台の補足説明を申し上げます。

今回、仮契約を締結しました消防ポンプ自動車（CD-1型）につきましては、応札が8者ございました。落札者につきましては、株式会社モリタ東京営業部が3,759万4,420円で落札いたしました。車両は日野自動車の予定でございます。

主な装備につきましては、4輪駆動、ABS装置、圧縮空気泡装置及び小型水槽600リットルです。オールシャッター仕様です。

納入期限は平成28年11月30日です。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（品村順一）　続きまして、議案第5号、財産の取得について、はしご付消防自動車、30メートル級、先端屈折式1台の補足説明を申し上げます。

今回、仮契約を締結しましたはしご付消防自動車、30メートル級、先端屈折式につきましては、応札は1者でございました。

落札者は株式会社モリタ東京営業部が1億9,894万7,200円で落札いたしました。

車両は日野自動車はしご車専用シャーシーの予定でございます。主な装備としましては、先端が障害物を越えられますよう、屈折する装置や伸縮式の金属製水路管4WS装置がついた仕様です。

納入期限は、平成28年12月28日でございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤　保）　担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。質疑はないでしょうか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄）　では、せっかくですので、お伺いしますけれども、はしご車、長く使われておりましたけれども、これまでのはしご車何年くらい使われていたのか。それと、出動の状況、その辺についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤　保）　島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一）　島田委員の質問にお答えいたします。

現在配備中のはしご車は、平成3年3月に配備されました。約25年が経過しております。

続きまして、はしご車の出動事案でよろしいですか。はしご車は18件出動しております。直近でありますと、平成26年3月1日、鎌数で起きました食肉公社火災で放水活動を実施しております。

以上です。

○委員長（伊藤　保）　島田和雄委員。

○委員（島田和雄）　今度の新しいはしご車ですけれども、いろいろ性能についてご説明がありました。具体的にどういうところで、そういったことが使えるというか、その性能が効果がある、そういったところでそういったことができるか、その辺についてもうちょっと詳

しく説明をしてください。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一） 今までのはしご車との違いというか、機能面について説明させていただきます。

大きく分けまして、5点ほど挙げさせていただきます。

まず1番目が、今までの車両はクレーン車がベースでありました。今回ののはしご車は、はしご車の専用シャーシーとなります。既存の車両にもついておりましたが、4WS装置がついております。この装置の機能は、前輪操縦時に後輪が前輪と逆方向に向くことによりまして、回転半径を小さくすることができる装置であります。大きな車体でも、小回りがきくようになっています。

2点目としましては、はしごの先端に放水や救助活動に使用しますバスケットと呼ばれるものがついております。この既前のバスケットは、今までは180キロ、大人2人ぐらいでしたが、今回ののはしご車は床面積も強度も大きくなりまして、積載荷重が400キログラムとなっております。大人4人が搭乗可能となっております。

3点目としまして、先端のバスケット、それからリフターと呼ばれます、これはワイヤーで乗りおりするかごみたいな昇降機なんです、リフターと呼んでおります。これが、同時使用が可能です。今までののはしご車は、リフターを使う時にはバスケットを取り外さなければならなかったと、救助を争う数秒間、1分を短縮できるものであります。同時使用ができるため、要救助者が複数いた場合には、一旦はしご車をかければバスケットからリフターに乗り移って、安全で迅速な救助活動が実施できます。

次に、4点目としまして、これは現在のはしご車の主流であります。はしご車の先端が2.5メートル、屈折することができます。この屈折することによって、どういうことができるかといいますと、電線があります。電線乗り越えて建物に接近することができます。

また、屋上にはだいたい手すりがありますので、手すりを乗り越えて屋上にバスケットを着地することができます。今までは、伸ばしたままバスケットが高いので、またはしごを垂らして下までおろしていたんで、そういうふうなメリットがあります。

最後の5点目といたしまして、今までののはしご車は、ホースがはしご車の所についておりました。挟み込み防止のために、はしご車を旋回したり、いろいろ動きに合わせますので、そのために隊員が1人つきまして、ホースを挟まないように操作しておりました。今回は、

伸縮水路管装置というものがはしご車本体についております。この水路管がはしごの動きに合わせてスムーズに伸び縮みをいたします。起伏、伸縮、旋回、屈折の時でも、自由な放水が可能で、状況に応じて迅速で確実な消火活動が実施できます。

以上が主な点であります。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） この案件は、2億円近い金額で、大金な案件なんですけれども、今伺いましたところ、いろいろと性能がアップしまして、いざ火災というときに市民の安心・安全に大きくつながって、そういった面で向上していくのかなというふうに感じました。

そういった性能を十分発揮できるように、よく訓練されまして、旭市の消防力のアップにつながっていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（品村順一） 議案第6号、財産の取得について、高規格救急自動車1台の補足説明を申し上げます。

今回、仮契約を締結しました高規格救急自動車についての応札は1者でございました。落札者は千葉トヨタ自動車株式会社が3,257万6,280円で落札いたしました。車両はトヨタ自動車でございます。

主な装備につきましては、最新の医療機器、半自動式除細動器や救急救命士の使用する気道確保器具等を導入した仕様であります。

納入期限は、平成29年1月31日です。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 本議案につきましては、本会議でご説明したとおりであり、加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） それでは、お伺いいたします。この条例を改正する意味とといいますか、趣旨、目的あるいはその上部の法令に基づいてということだと思いますが、その辺についてお尋ねいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 本改正でございますけれども、地方税法の一部改正に伴うものでございます。
以上です。

（発言する人あり）

○委員長（伊藤 保） じゃ、暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） どうも失礼しました。

今回の改正ですが、先ほど申し上げましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたので、同年3月31日に旭市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

主な内容でございますけれども、納税証明事項あるいは納期限後に納付または納入する税金または納入金に係る延滞金、これの文言の改正と、それと、法人税割の税率について引き下げを行ったということであります。

このほかには、軽自動車税の納税義務者等、また原動機付自転車及び小型特殊自動車の標

識の交付等について名称変更を行ったものであります。それと、軽自動車税のみなす課税について、それと、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲、それと特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、それに加えて、軽自動車税の環境性能割について新たに加えたということが主な内容でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございました。それでは、市民の方に直接的にどのような影響があるのか、具体的に増税になるもの、減税になるものがあれば、お伺いいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 特に影響があるといえますと、軽自動車税の改正が挙げられます。あと、たばこ税が、これも改正になります。この2点が主な内容、税ですから全て影響はあるんですけれども、主な影響という、その辺が挙げられます。
以上です。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございました。それでは、最後にこの条例によりまして、市の税収にはどのような影響があるのか、お願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 影響額ですけれども、軽自動車税につきましては、燃費、性能割で安くなると、軽減になるという部分がございます。あと、法人税のほうでも、その点が、法人税割が下がるということでございます。

ただ、法人税につきましては、消費税の絡みがございまして、それが、これにつきましては平成29年4月1日施行ということになりますけれども、これは消費税が上がった場合に、同時に施行されるということで、延期になっておりますので、その辺もまた改正することになるかと思われます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 本議案につきましても、本会議でご説明したとおりでございます。
加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 質疑は特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 本議案につきましても、本会議で説明したとおりでございます。加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。
以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議はないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、行政改革推進課から、旭市公共施設等総合管理計画の素案につきまして、ご報告を申し上げます。

お手元の公共施設等総合管理計画（素案）とあります冊子をご用意いただけますでしょうか。

こちらは昨年度から市民を交えた策定市民委員会を3回、庁内会議であります管理統括会議を4回開催して議論を進め、素案として取りまとめたものでございます。

本日は、2月の全員協議会でお示しをさせていただきました骨子に追加をした内容につきまして、ご説明をさせていただきます。また、本計画につきましては、広く市民の皆様から意見をいただけるよう、6月23日から7月7日までの2週間、市で定めております……

○委員長（伊藤 保） 行政改革推進課長、座って説明をしていただいて。

○行政改革推進課長（浪川 昭） すみません、じゃ、失礼して座らせていただきます。

また、本計画につきましては、広く市民の皆様からご意見をいただけるよう、6月23日から7月7日までの2週間、市で定めております実施要項に基づきパブリックコメントを実施することとしております。

なお、この素案につきましては、資料の細かな修正作業を継続しているところでありますので、お手元の資料が最終版となっていないことをご了承いただきたいと思います。

それでは、ページをめくっていただきまして、目次をご覧くださいと思います。

前回、お示しをさせていただきました第一編につきましては、本日は説明を割愛させていただきますが、内容を整理しまして40ページ程度削減をしております。本日は、この目次に沿って第二編を中心に説明をさせていただきます。

それでは、66ページをお開き願いたいと思います。

ここからが今回、新たにお示しをさせていただきます将来の基本方針となります。第8章は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針となります。

第1節では、計画期間を平成48年度までのおおむね20年間に設定しております。次の第2節では、取り組み体制として庁内組織である公共施設等管理統括会議を中心に取り組むことを明記しております。

ここにあります専任部門ですが、現在、行政改革推進課で担っております計画立案機能に各施設を横断的に管理できる機能、修繕や改修の設計などの営繕機能、さらには施設改修等

に係る予算査定権限の付与など施設管理の機能集約と強化を図った新たな部署の設置を検討しております。このような部署の設置は県内の自治体でも始まっておりまして、近い将来、本市におきましても設置が必要であると考えているところでございます。

続きまして、67ページをご覧いただきたいと思います。

第3節は、現状や課題に関する基本認識となります。このページから70ページまでは、第一編で述べております現状と将来の課題について再度認識する意味で、人口、財政、施設、地域の4つの視点から課題調整をしております。

この課題解決に向けた行動指針として、公共施設全体と施設類型ごとに基本方針及び実施方針を定めることとしています。

続きまして、71ページをお開きください。

第4節は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の課題解決に向けた行動指針の全体像になります。大きく3つのくぐりに分けております。表組みをご覧ください。一番左は、三大ビジョンとして今後取り組むべき大きな方向性を示しております。そのもとで、中央の列にあります基本方針では、ビジョンを実現に導く基準や目標を設定しております。右側は、実施方針として、これらを実現するための手段を設定しております。

72ページのほうをお開き願います。

ここでは、本市が目指す将来の三大ビジョンを示しております。

1つ目が、質と量の最適化として、将来にわたって市民サービスを維持しながら施設総量を維持できる量まで削減し、将来の人口構成や地域性に配慮した最適配置を実現しようとする目標になっております。

2つ目が施設マネジメントの推進として、施設のライフサイクルコストを勘案した施設配置マネジメントや長期的、総合的な施設マネジメントを確立しようとする目標になります。

3つ目が協働によるまちづくりとして、公共施設単体として考えるのではなく、将来のまちづくりの一つとして捉え、行政から一方的な推進ではなく、市民と協力して実行しようとする目標となります。

73ページのほうをご覧いただきたいと思います。

公共建築物の基本方針となります。ここでは、6つの基本方針を設定しております。

1つ目が最適配置の実現、2つ目が目標縮減率の達成で、お手元の資料では財政負担額と目標縮減率が黒丸で表記されておりますが、こちらは財政負担額を年額15億円程度、縮減目標を施設総量の20%以上縮減を目標と表記する予定となっております。

3つ目が、公共施設の有効活用を目指した人材及び外部組織の活用、4つ目が計画的な修繕、更新の推進。

続きまして、74ページをお開き願いたいと思います。

続きまして、5つ目が市民参加の積極的な推進、6つ目が公民連携手法の積極的な採用としております。

75ページをご覧いただきたいと思います。

インフラ施設の基本方針となります。ここでは、4つの基本方針を設定しております。

1つ目が優先度を明確化した上での施設整備の推進、2つ目が総量の抑制とトータルコストの低減、3つ目が維持管理の適切な実施、4つ目が市民参加による維持管理の推進としております。

76ページのほうをお開き願います。

実施方針になります。ここでは、三大ビジョン及び基本方針を受けて、実際に行動に移す実施方針を設定しております。このページから83ページにかけまして、財源確保、維持管理、体制構築の3つに分けて表現をしております。

まず、(1)財源確保の実施方針でございます。財源確保の実施方針としては、施設総量の縮減、維持管理費用の節約、施設等に係る使用料の適正化、新たな歳入確保策の推進、公共施設等整備基金の創設と活用の5つの方策を記述しております。

新たな基金につきましては、77ページにその概念図を掲載しております。基金を活用することにより、厳しい財政状況下においても、必要な施設整備を継続して実施していくことができるものと考えております。

78ページのほうをお開き願いたいと思います。

(2)公共施設等の適正管理に関する実施方針でございます。78ページから83ページにかけて、9つの実施方針を設定しております。

78ページでは、点検診断等の実施方針、維持管理、修繕、更新等の実施方針、79ページでは安全確保の実施方針、80ページでは耐震化の実施方針、長寿命化の実施方針を示しておりますが、目標数値が黒丸の表記となっております。公共建築物の耐震化率につきましては、平成38年度までに耐震化率98%の実現を目標として記載する予定でおります。

なお、インフラ施設につきましては、記載できるまでの調査が実施されていない状況でありますので、目標数値は削除する予定でございます。

次の81ページでは、統合や廃止の推進方針、82ページでは民間連携の取り組み方針、83ペ

ージでは余剰資産の利活用方針及び広域連携の取り組み方針についての内容を記載しております。

続きまして、（３）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針になります。今後の体制としましては、最初にご説明申し上げました公共施設等管理統括会議を中心に事業を進め、専門的な部分につきましては、民間企業や学識経験者の参画を得ながら進めてまいります。また、職員の技術の向上や能力開発にも継続して取り組んでいくことを明記しております。

以上が公共施設全体に対してのビジョン、基本方針、実施方針となります。

86ページのほうをお願いしたいと思います。

ここからは、第９章として施設類型ごとの管理に関する基本方針となります。先ほど、公共施設全体に対しての方針をご説明させていただきましたが、ここでは、その方針を踏まえて施設類型ごとの基本方針及び実施方針を設定しております。

本日は、時間の関係もございますので、その構成についてのみの説明とさせていただきます。

ここでは、公共建築物の市庁舎についての説明となります。

まず、①の施設一覧ですが、敷地内にある建物の全てを合計した延べ床面積と、最も古い建築年度を記載しております。その下の②は、施設の配置状況の地図となります。

続いて、87ページをご覧くださいと思います。

③の現状及び課題では、その分類で抱える主な課題を記述しております。その下には、④として市庁舎の分類での基本方針を記述しております。⑤は、市庁舎の分類での実施方針となります。

また、（オ）の長寿命化の実施方針では、具体的な方向性が定まっております市庁舎の建設を記述しております。

これ以降のページは、同様にそれぞれの分類での課題抽出から実施方針までの記述となります。

飛びまして、138ページをお開き願いたいと思います。

ここでは、フォローアップの実施方針として、この計画をより確実に実行していくためのPDCAサイクルについての記載になります。

お手元にお配りをさせていただきました素案では、ここまでの内容となっておりますが、このほかにも用語解説の一覧や本計画策定後の取り組み案なども追加できるよう、作業を進

めております。

また、本計画を策定するに当たって使用した各種データについても、資料編として取りまとめる予定で作業を進めております。

最後になりますが、お手元に配付させていただいております概要版をご用意ください。こちらの資料になります。

こちらは、計画素案の内容を、概要版として凝縮したものになります。本日は、イメージとして1面だけの提示となっておりますが、市民の皆様方に分かりやすいものとなるよう、工夫してまいります。

なお、パブリックコメントでは、素案の冊子と概要版を併せて提示することとしております。

以上で、行政改革推進課からの報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、企画政策課のほうからお手元にお配りいたしました平成27年度道の駅季楽里あさひ実施報告書ということに関して説明させていただきます。

内容につきましては、一般質問で滑川議員から質問があり、回答した部分と若干重なる部分があります。過日、道の駅の理事会、そして株主総会、これにて決算の報告が承認されました。

正式なものとしましては、詳細な決算報告ですが、9月定例会で報告させていただきます。今回は、その決算の概要ということで資料を作成してもらいましたので、報告したいと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（品村順一） 消防本部より、消防団の婚活パーティーについてご説明させていただきます。

全国的に、消防団員募集が困難な状況の中で、消防団員確保のために消防団が主体となります婚活パーティーを7月17日日曜日に開催します。鈴木団長と旭中央病院、こひつじ幼稚園、朋和産業、JAちばみどりなどへ女性の参加をお願いしてきました。

内容は、参加者が消防本部ではしご車の体験搭乗、放水体験、救助訓練などを見学しまして、その後、ホテルサンモールで軽食パーティーを行います。その時に、市長にご挨拶をお願いしております。

初めての企画であります、1組でもカップルが誕生し、団員確保と旭市の人口増加につながればよいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 所管課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、公共施設等総合管理計画のほうについてちょっと何点かお伺いしたいと思うんですけども、今まで議会等で個別の施設の存続とか、統廃合という話が出ますと、この総合管理計画の策定を待ってということをつもいただいていたので、ここから本格的ないわゆるファシリティマネジメントが始まってくるのかなというふうに思いますが、その中で、そういった個別の施設の今後について81ページにも少し書いてあるんですけども、今後、個別の施設の案件についてどのようなプロセスで進んでいくのか。

利用者としてみたら、存続を望む声があるところもあると思うんですけども、そこら辺等、どう進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、ただいまの高橋委員のご質問にお答えをさせていただきます。

個別の施設は、今後どうしていくのか、その辺の進め方ということで回答させていただきます。

ただいまのご説明をさせていただきました総合管理計画では、これは全体の方向性を示しております。この基本方針に基づきまして、より具体的な個別計画をこれから策定していくということになります。

当然、またその中で市民の皆様の声とか、そういったものをお伺いするような場面も出てくるようになるかと考えているところでございます。

また、とにかくこの計画を市民の皆様に理解していただくために、いろいろな場面でご説明をさせていただくということで考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） ぜひ、現利用者の方々のご理解をしっかりといただいた上で、進めていただきたいなと思います。

あともう1点、面積ベースでの総量の削減目標ですけれども、20%以上の縮減というふうにありますけれども、この20%ということの根拠についてお伺いしたいんですけれども。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、ただいまの目標縮減率の20%の根拠というご質問でございます。

こちらにつきましては、市の計画のほうで、今後1年間に想定される更新費用ですが、こちらが19億円ということで想定をしているところでございます。それと、これまでの平成18年度から平成26年度、この9年間の歳出の実績ということで、こちら平均で約16億6,000万円という数字が出ております。

これに、仮に0.9掛けしまして、15億円程度は今後歳出できるのかなということで、それを単純に15を19で割りますと20%程度ということで、目標設定をしております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） そうしますと、財政的な限界線を見た場合のということで、理解してよかったと思いますけれども、分かりました。

じゃ、もう1点だけ、この旭市公共施設等管理統括会議、こちらのほうが取り組み体制の核になっていくんだと思いますけれども、この中で外部諮問機関とありますけれども、これはどのようなものを想定しているのか、この辺だけお願いします。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、外部の関係ということでございますが、これから個別計画を設定していくことになるということで、先ほどの説明の中でも、専門的な分野であるとか、その辺は外部の知識をおかりしながらということで、まだ細かな内容というか、その辺は定めておりませんが、今後、また十分に検討していきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） そのほかに質疑はありませんでしょうか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 消防のコンシェルジュの所で、これは新しい企画ということで、先ほど中央病院とかJ A、それと朋和産業ですか、いろいろやるということで、たしか、これは市でもやっているし、雇用対策協議会でも、たしかこういうようなのを催していると思うんですよね。

消防では、今後、これ1回でやめちゃうものなのか、今後はどのように考えているのか、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（品村順一） ただいまのご質問にお答えいたします。

この企画は、全国でも初めてのケースだと思います。まだ、女性の方が現在、まだ6人しか来ておりませんので、また集まらなかったら、皆さんにまたお願いしたいと思います。今後とも、継続して実施していきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） すみません、関連してですけれども、そうすると、例えばこれ先ほどおっしゃった各団体に参加要請出されているということですから、一般向けの募集というのも、今後考えられているのでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（品村順一） 取りあえずは鈴木団長と、この旭中央病院等を回ってきましたが、今後も集まらなかったら、一般の人にも一応参加を呼びかけてみたいと思います。気軽に参加できるような環境を作っていきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） 申し訳ございません。先ほどの縮減目標率の算出根拠の所をちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

私、15億円を19億円で割り返すと申し上げてしまいました。こちら、19億円かかります、15億円用意できますと、その差が4億円ということで、それを19億円で除して20%ということになります。大変申し訳ございません。

それと、外部委員会ということでございましたが、現状の中では、市民の皆様に加わっていただきまして、策定市民会議というものを開催しております。こちら、また素案のほう、パブリックコメントが終わりまして、その修正等々終わりましたら、8月中に市民策定委員会、こちらのほうにまたかけまして、最終的には管理統括会議ということの中で、また決定していくことになります。

また、個別計画の策定に入る前に、学校であるとか、保育所の関係であるとかはおののあり方検討委員会が設置されまして、協議を進めているという状況でございます。

以上でございます。大変申し訳ありませんでした。

○委員長（伊藤 保） 質疑は特にないようですので、所管課の所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時 2分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保